

れいなんひがしとくべつしえんがっこう こうとうぶ せいかつ
嶺南東特別支援学校 高等部 生活のルール

1 **法令に違反する行為は行わない。**

※違反した場合は学校として特別指導の対象とする。

- ・いじめ（個人への攻撃。仲間外れ。SNSで傷つける言葉をあびせるうわさを広げる。等）Youtube、Instagram、Facebook、ツイッターへの投稿は著作権や肖像権について学習してからにする。
- ・暴力（言葉の暴力もふくむ）、脅迫、恐喝（「殺すぞ」「金出さんのならみんなにばらすぞ」）
- ・窃盗、万引き、横領（自転車や傘を勝手に持っていくことも犯罪）、不正乗車
- ・公共物破損など
- ・男女の不適切な関係、不純異性交遊
- ・飲酒、喫煙

2 **トラブルや事故に巻き込まれないためのルール・自分を守るためのルール**

※下記のルール以外のことについては、保護者の責任の下、必ず保護者の了承を得る。

- ・帰宅時間 1～6月、9～12月 平日…午後5時半 休日…午後6時
7～8月 平日…午後5時半 休日…午後7時

※下校途中、不必要な寄り道や買い物をしない。

※花火大会や祭りなど特別な場合は午後9時までとする

- ・友達の家への宿泊は認めない。
- ・次の場所へは、保護者と一緒に行く…カラオケ、マンガ喫茶、インターネット喫茶、海水浴・川遊び
- ・5人以上で友達の家に来る時は、事前にその家の了解を得、計画書を学校に提出する。
- ・インターネット上で知り合った人とやりとりをしない。

3 **社会人としてのマナー**

※一般的なマナーとして守るよう、学校として注意を促す。

- ・登下校時、携帯電話は人の迷惑にならないように使用する。（自転車に乗りながらのスマートフォンの使用は道路交通法違反）
- ・電車内で騒がない、座席を占領しない等、電車内でのマナーを守る。

4 **学校の教育方針により定められているルール**

※本校では、社会から求められる人材の育成を目指しており、落ち着いた教育環境を提供するため、学校として次のルールを定める。

- ・髪染め、パーマは禁止する。服装については規定しないが、学校にふさわしい服装かどうか、教師と相談する。
- ・校内で携帯電話を使用しない。（緊急の時は、担任に相談する。）
- ・学校に不必要な物は持ってこない。不必要な物かどうか自分で判断できない場合や、理由があつて学校に持ってきた物がある場合は、担任の先生と相談する。
- ・お金の貸し借りはしない。おごったり、おごられたりということもしない。特に食事や遊びの代金を誰かがまとめて支払うということはない。

1～4のルール・マナーに違反することを繰り返し、学校として推薦できない人物であると判断した場合、現場実習先や就職先の紹介ができないことがある。